

これ以上の産業用太陽光発電施設を望まない宣言の請願書

令和6年 2月 16日

新城市議会議長 長田 共永 様

請願団体 新城横川の未来を考える会

住所

代表 星

請願紹介議員 カークランド 陽子

今泉 吉孝

(請願の趣旨)

新城市では平成24年に、太陽光・水力・バイオマス等の地域資源を利用した再生可能エネルギーを早期にかつ飛躍的に普及し、持続可能で豊かな社会への転換を目指すためとして「新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例」を定めており、その目的を、「地域が主体となった地域社会の持続的な発展に寄与すること」としている。

本市ではその後、発電出力20kw以上の中型から大型の太陽光発電施設が激増し、現在では経済産業省が公表している資料によると昨年12月末日時点で338箇所もの太陽光発電施設が新城市内に存在しており、太陽光パネルが張り巡らされている光景があちらこちらで目につくようになってきた。それに伴い近隣トラブルや景観悪化・赤土流出などの困惑の声も多く聞こえてくるようになり、とても地域社会の持続的な発展に寄与しているとは言い難い状況となっている。

このような状況を受け、本市でも昨年条例の見直しを行い、計画地周辺住民への説明や告知などの強化等行ったと認識しているが、問題の本質改善には至っていない。

福島県大玉村では、令和元年6月に、みどり豊かな自然環境、優れた景観を保護保全すると基本理念と著しく調和を欠くと思われる大規模太陽光発電施設の設置を望まないことを宣言。同年12月には「大玉村太陽光発電設備と自然環境保全との調和に関する条例」を施行した。また令和5年8月には、福島県福島市長が、メガソーラー発電計画には市民と連携し、実現しないよう強く働きかけていくとして、「ノーモアメガソーラー宣言」を行った。

新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例第3条にも、「地域に存在する再生可能エネルギーは、地域に根ざした主体が、地域の発展に資するように活用されるものとします」とあり、現在市内で増え続ける産業用太陽光発電施設は、これを満たしているとは言い難い。

新城市民の健康と生命と財産をまもるため、また先人から受け継いだ新城市の豊かな自然を責任を持って次世代に引き継ぐためにも、本市でもさらに一步踏み込んだ対応をするべきと考え、以下請願する。

(請願の内容)

新城市でも、大玉村や福島市のように、これ以上新城市には産業用太陽光発電施設は望まない旨の宣言をすること。